

- 消すことのできるボールペンや鉛筆等は使用しないでください。
- 証明書交付後の訂正はできません**ので、内容を確認してから提出してください。
- 証明書は、証明日から概ね1ヶ月以内に運輸支局に提出してください。
- 下記は一般的な記載例ですので、不明な点は書類を提出する警察署等にお問い合わせください。
- 申請者の代理で申請された際に、書類内容を訂正する場合には、申請者の委任状の有無を確認させて頂く場合があります。

※ の注意書きは空欄でも申請を受理しますが、記載に御協力をお願いします。

自動車検査証、完成検査修了証、譲渡証明書、抹消登録証明書等の内容を正確に記載してください。

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
メーカー名	1AB-CD2	CD2-345678	長さ 480 幅 180 高さ 210 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	長野市大字南長野692番地2 口口アパート101号室		
自動車の保管場所の位置	長野市大字南長野692番地2 口口アパート駐車場 No.1		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
<p>書類の提出日です。 → 令和 ● 年 ● 月 ● 日</p> <p>● ● 警察署長 殿</p> <p>● ● 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。</p> <p>住所 〒 (380-8510) 長野市大字南長野692番地2 口口アパート101号室 電話 026-233-0110 氏名 長野 太郎</p>			

自動車保管場所証明書		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。		
<p>この欄には何も記載しないでください。</p> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 印</p>		

※ 自動車の登録手続に必要となる自動車保管場所証明書は、 登録申請の日からさかのばりおおむね1ヶ月以内に発行 されたものとなりますので、注意してください。					
備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用的な位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く)					
保管場所の所有者が		申請に係る自動車について、			
<input type="radio"/> 申請者本人である場合「自己」に○	<input type="radio"/> 新規又は追加で保管する場合 「新規」に○				
<input type="radio"/> 申請者以外である場合「他人」に○	<input type="radio"/> 現在保管している車両と入替で保管する場合 「代替」に○				
<input type="radio"/> 申請者を含む複数人の共有である場合 「共有」に○をしてください。	代理申請等で、申請内容について申請者以外の方に確認した方が良い場合には、その方の氏名、連絡先を記載してください。				

点線内に右詰で記載してください。

- 個人の場合 実際に居住する場所です。
- 法人の場合 実際に営業等を行う事務所の所在地です。

※ 申請者住所と異なる場合は、使用の本拠の位置の実態を疎明する書面(公共料金の領収書等)を確認することができます。

車を保管する場所の住所です。
アパート名や部屋番号は不要です。
月極駐車場等、駐車場所が決められている場合は、駐車場名及び駐車枠の番号を記載してください。

- 個人の場合 住民票又は印鑑登録証明書の住所を記載してください。

- 法人の場合 登記簿又は印鑑登録証明書の住所・法人名を記入し、代表者名を併記してください。

△ 個人・法人ともに押印は不要です。

- 「代替」を選択された場合には、
○「前車」欄に 代替される自動車のナンバーを記載
○「現車」欄に 申請に係る自動車のナンバーを記載

「新規」を選択された場合には、
空欄のまま提出してください。

収入証紙は、提出する申請書のうちの1通の備考記載箇所に貼付してください。
スペースが足りない場合には、裏面に貼付してください。
なお、申請手数料は
長野県収入証紙 2,100円 です。